

平成13年(ワ)第16,440号 著作権侵害差止等請求事件

原告 サイボウズ株式会社

被告 株式会社ネオジャパン

## 被告準備書面(5)

平成14年4月18日

東京地方裁判所 民事第46部 御中

被告訴訟代理人弁護士 松本直樹

原告の準備書面4での個別的な諸点についての主張に対して、以下の通り反論する。

### 1. 第1」での主張に対して

原告主張の個別類似点は、一般的なものであり、全体として被告ソフト画面は原告ソフト画面に類似していない、と被告は反論した。これに対して原告は、一般的だという点を「もっとも」と認める。

しかるに原告は、単に「客観的」な「類似点」としてこれらがあるというのが原告主張だという。なるほどそうした共通点があるというのはよい。しかし、それらは原告画面の特徴的部分ではないのであるから(原告も認めるとおり)、これらに着目して類否を判断してはならない。

原告は「全体的判断」を主張する。もっともである。しかし、この点でまず否定されるべきは、サイトマップに関する原告主張である。原告ソフトにあるリンクに相当するものが被告ソフトにもあるというが、それは、被告ソフトの備えるリンク構造のほんの一部をなすに過ぎない。しかも、共通しているのは、基本的な当たり前のリンクだけである。全体として、被告ソフトのリンク構造は原告ソフトのそれに類似していないし、各画面と相まっただの全体としても非類似である。

### 2. 第2の2に対して

#### 2.1 トップページ(第2の2(1))

原告は、「原告がかようなトップページを設けたのは、原告ソフトの基本コンセプトである『シンプルな画面表示』、『キーボード入力の可及的排除』、『直感的な画面表示』、『画面表示の機動性向上』(訴状13頁)という思想に基づいた表現に他ならない。」と主張する。この、「シンプルな画面表示」等は、「コンセプト」であり、「思想」である。

表現と言えるのは、現実の画面(の全体)だけである。その画面がソックリなのであれば、著作権侵害が成立することもあり得よう。しかし、被告画面は、それなりにシンプルという点では共通しても、現実の画面としては類似しておらず、著作権侵害に該当しない。

しかも、被告ソフトのトップページ(ログイン後)画面は、原告ソフト程には「シンプル」ではない。右上の表の部分では、いくつかのアプリケーションについてその内容をいきなり表示している(新規事項があるとアイコンが加わる)。原告ソフトの場合ほど、表示は謙抑的ではないし、トップページのアイコンだけで切り替えをするというのを徹底してはいない。

トップページの存在とそこから各ページにリンクがあることは、ウェブでは当然である。「ホームページ」という言葉は、本来は各サイトの最初のページ(すなわちトップページ、そこから各ページへリンクがある)を意味するわけであるが、それがウェブの代名詞になっているくらいである。原告は、あたかもこれが原告ソフトの特徴であるかのように主張するが、およそ失当である。原告ソフトおよび被告ソフトは、基本的にウェブページとして表示されるものであるから、ウェブページにおいて普遍的なトップページ(ホームページ)を有するのは当然である。なんら特徴ではなく、それを共通にするからといって類似を意味しない。被告ソフトでは、これに加えて他のリンクも多数存在しているのであって、原告ソフトとは相当に違う。

[別紙1]に、3つのログイン後の画面(上が原告ソフト、中が被告ソフトv.2.43、下が被告ソフトv.3; なお、丸数字は乙2または乙3で説明用に付したものを対比して示す。アイコンが並んでいるという点では共通であるが、これは、グラフィカル・ユーザー・インターフェースとして当たり前のことである。各アイコンも違うし、被告ソフトの場合は右上に表形式でいくつかのアプリケーションでの新規事項の直接表示があるなど、多数の相違がある。原告ソフトの場合には、背景に砂地模様が入っている、というのが数少ない特徴の一つであるが、被告ソフトにはそうしたものはなく、印象をかなり異にしている。

原告がグラフィカル・ユーザー・インターフェースと言うものを創作したというのではない限り(もちろんそんなことはない)、これで類似ということは有り得ない。

なお、ログイン後の画面の右上の表を設けて新規事項があるとアイコンが加わるよ

うにした点は、被告が先行しており、原告は、本件で権利主張をしているバージョン2ではこれを備えていなかったが(乙2および3ならびに本書面の[別紙1]に見るとおり)、次のバージョン2.1では被告ソフトを模倣してこれを取り入れたことは、既に被告準備書面(4)で説明したとおりである。ただし、乙第1号証のCD-Rでは、原告ソフトのバージョン2.1を使って画像を得てしまったために、原告ソフトの画面にもこの表が存在している。

## 2.2 週間グループ表示(第2の2(2))

「被告ソフトは、原告ソフトと同様にトップページリンクのみを配置して個別アプリケーションへの移動リンクを廃し」云々と言うが、誤導的である。

被告ソフトは、トップページ以外のページの相互間でも連携機能がある。既に説明したとおりであるが、スケジュール設定の画面から直接に伝言機能を使うこと等が可能である(この場合、リンクでアプリケーション画面が切り替わるというわけではないが、伝言機能によって相手方に伝言がなされるようになる)。原告ソフトがそうした連携機能を持たないことは事実である。これは、それだけ機能が低いもので開発も単純化されたものなのだと被告は理解しているが、原告が主張するような“初心者にとって表示されているページの相互関係が分かりやすい”との利点も一応はあるのだろう。そうした利点は被告ソフトには無い。被告ソフトでは、直接の連携による利便性を優先させている。

[別紙2]に示すように、現実の画面表現は、原告ソフトと被告ソフトとでは相当に違っている。カレンダーというものを原告が創作したというのではない限り(もちろんそんなことはない)、これで類似という

ことは有り得ない。

### 2.3 個人月間表示 (第2の2(3))

原告は、個人月間表示の類似も改めて主張している（第2の2(3)）。しかし、[別紙3]に対比して示すように、画面そのものには相当の違いがある。

これも、カレンダーというものを原告が創作したというのでない限り（もちろんそんなことはない）、これで類似ということは有り得ない。

### 2.4 その他

以上の、[別紙1][別紙2][別紙3]において対比したものは、原告がわざわざ類似しているとして取り上げた画面である。それですら、これだけの違いがある。原告ソフトの画面は、アイコンの並んだものないしカレンダーのような表として、素朴で特徴に乏しいものであるが（原告に言わせれば「シンプル」）、被告ソフトの画面はそれに特に似たものではない。

これら以外の画面は、もっと非類似である。また、そもそも原告ソフトには対応画面の無い画面も、被告ソフトには多数存在する。乙2および乙3で説明されているとおりである。

画面相互のリンクにしても、原告ソフトの構造は極めてシンプルなもので、非常に限られたリンクだけが用意されている。被告ソフトにも、そうした基本的なリンクが存在するのは当然であるが、被告ソフトでは、他にもっとずっと多彩なリンクを用意している。被告ソフトのリンク構造は、それ程にシンプルではなく、リンク構造として非類似である。

## 3. 第2の3に対して

原告は、「被告ソフトは、バージョン1.0が画面中のテキスト表示まで原告ソフトと同一であった」というが、テキストの僅かな部分にそのままのものがあっただけに過ぎない。「まで」というのは、まったく誤導的である。

被告ソフトのバージョン1にしても、全体として、原告ソフトに類似ではない。文章が混入していたところはあるが、それは告知文書の一部であって、著作権の対象となるようなものではない。被告がアクセスしたことの証拠とはなるだろうが、機能的に対抗させるために検討した事実は認めている。その上で非類似のプログラムを独自に開発したものである。

原告はまた、「バージョン3に至るまで原告ソフトのオリジナル画像データが不自然に混入し続けている」というが、ほんの僅かな画像データだけの話である。その画像データも、著作権の対象とはなり得ない、まったく無内容なものであって、また、わざわざ利用することなどあり得ないものである。

被告ソフトは、多数の独自機能を備えたもので、被告の独自開発品である。その機能は、高く評価されている。乙第26号証は、それを示す試用者からのメールである。

原告の著作権侵害等の主張は、はなはだ無理のあるものだが、そうまでして被告の業務を妨害しようとするのは、高機能の被告ソフトの存在が商売上の障害になると感じているからなのであろう。

## 4. 証拠方法

乙第26号証 試用者からのメール（仮処

分手続きでの乙32と同じ、多くが被告ソフトの高機能を高く評価している）

## 5. 添付書類

乙号証の写し

以上  
（別紙 1 ～ 3 添付）

# [別紙 1]

原告ソフト（サイボウズ・オフィス2）のログイン後の画面（乙2の3頁からコピー）。



被告の iOffice2000 v.2.43 のログイン後の画面（乙2の3頁からコピー）。

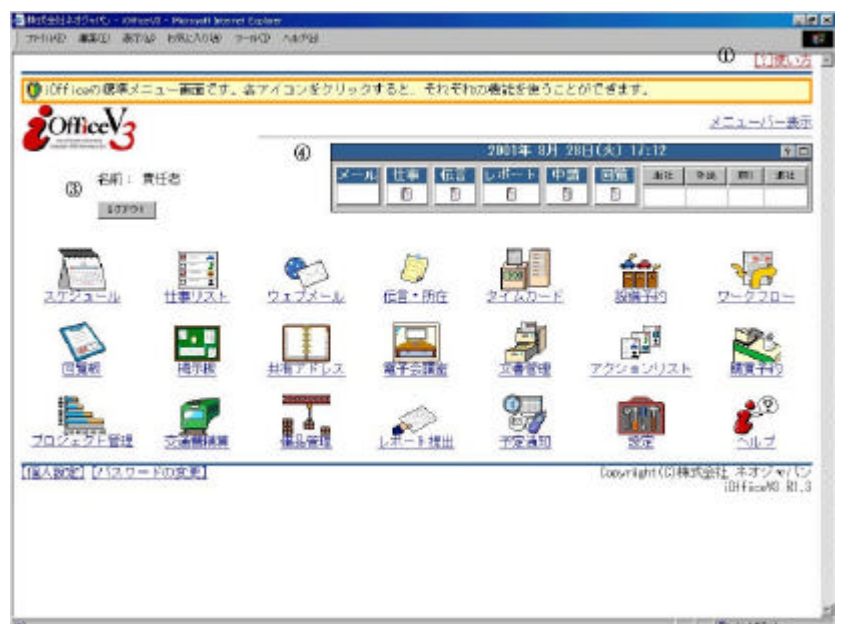
原告ソフトと比較すると、右上に表形式の表示があってメールなどの新規事項がそのまま見える、左上にログアウトのボタンがある、などの相違がある。

アイコンが並んでいるのは同じだが、その数も多く、しかも他の表示もあり、原告ソフトほど「シンプル」ではない。



被告の iOffice v.3 のログイン後の画面（乙3の3頁からコピー）。

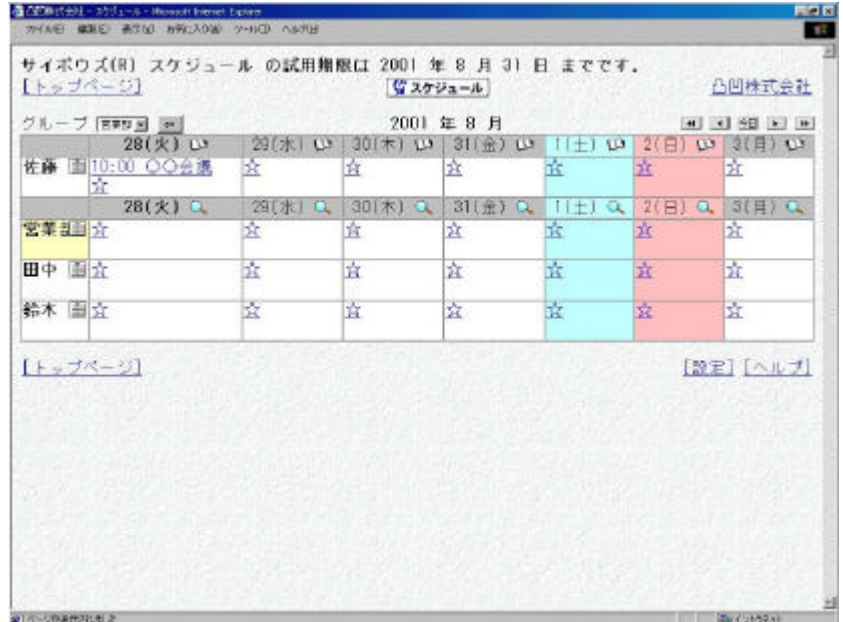
iOffice2000 v.2.43 に準ずるが、さらに、簡易ヘルプのメッセージ欄が画面上部に配置されているなどの違いがある。





[別紙 2]

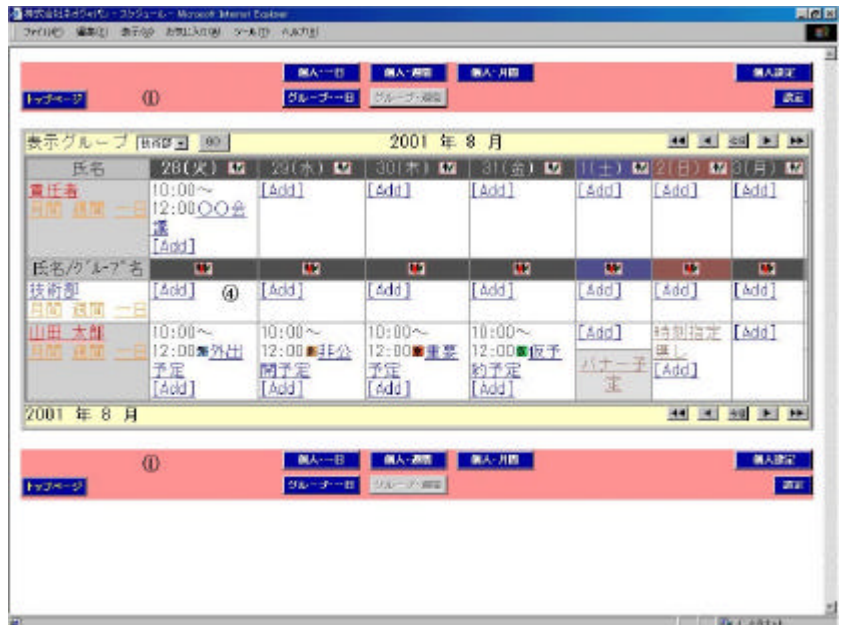
原告ソフト(サイボウズ・オフィス2)のグループ・週間画面(乙2の6頁からコピー)。



被告の iOffice2000 v.243 の「グループ・週間」画面(乙2の6頁からコピー)。

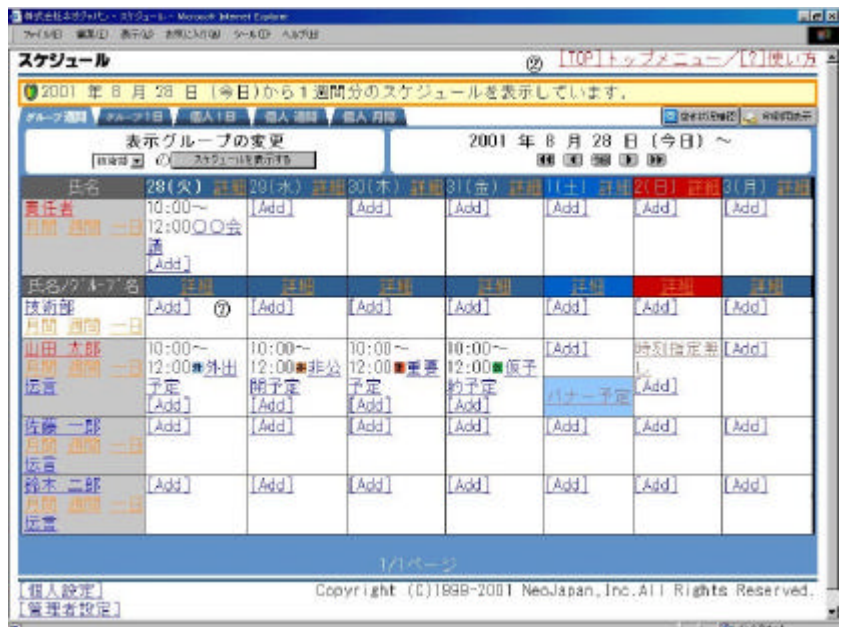
原告ソフトと比較すると、画面上下の着色、そこにある「トップページ」「個人・一日」その他への移動ボタン、スケジュール登録ボタンが「Add」であること、その他様々なリンクボタンがあることなど多数の相違がある。

カレンダー様の表の部分は共通とも言えるが、その配色や形なども違うし、原告ソフトほど「シンプル」ではない。



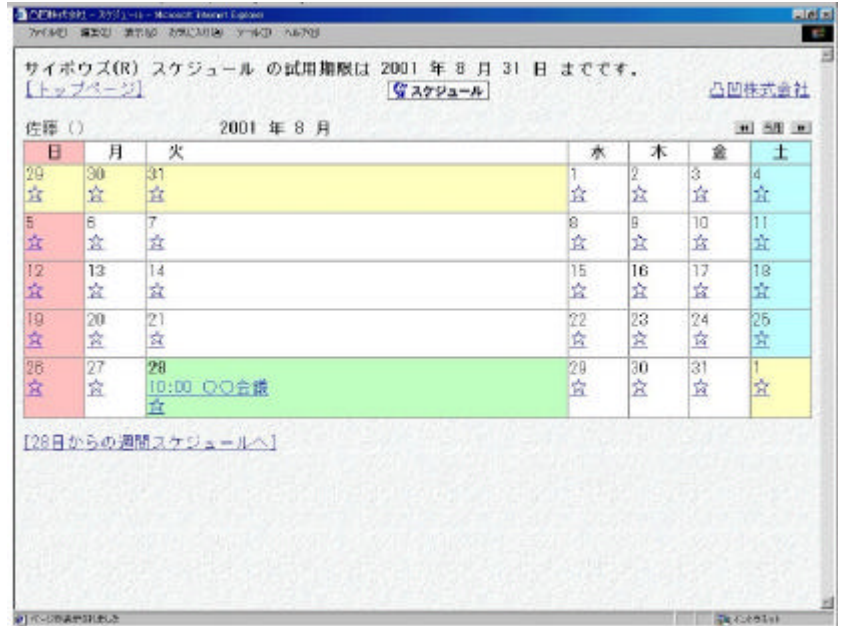
被告の iOffice v.3 の「グループ 週間」画面(乙3の6頁からコピー)。

原告ソフトと比較すると、iOffice2000 v.243 の場合の相違点に加えて、さらに「グループ一日」その他の各画面へ切り替えがタブの形式になっている、左上に機能名が表示されている、など多数の相違がある。



[別紙3]

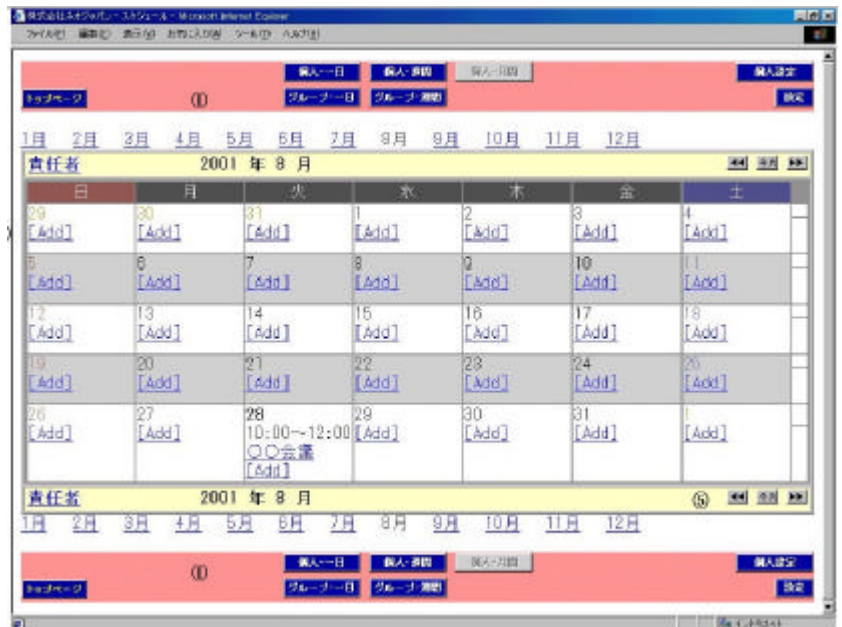
原告ソフト(サイボウズ・オフィス2)の個人・月間画面(乙2の9頁からコピー)。



被告の iOffice2000 v.243 の「個人・月間」画面(乙2の9頁からコピー)。

原告ソフトと比較すると、画面上下に着色がある、そこに「トップページ」「個人・一日」などへの移動ボタンがある、月を直接指定で切り替えるボタンがある(上下)、氏名部分の「ユーザ情報」画面へのボタンがある、スケジュール登録ボタンが「Add」である、移動ボタン群が下部にもある、表の配色が違う、などの相違がある。

カレンダー様の表の部分は共通とも言えるが、その配色や形なども違うし、原告ソフトほど「シンプル」ではない。



被告のv.3(乙3の10頁からコピー)。

原告ソフトと比較すると、iOffice2000 v.243の場合の相違点に加えて、「グループ週間」などへ直接移動がタブ形式になっている、左上に機能名が表示されている、などの違いがある。

